

Q 放送大学の単位で特別支援教諭二種免許状の取得は可能ですか？

A 特別支援学校教諭二種免許状取得のための単位として、文部科学省の認定を受けていますので、**放送大学での単位修得も可能です。**

放送大学では、「知的」と「肢体」の2つの領域についての免許状が取得できます。
開設科目の詳細は、放送大学や文部科学省のホームページで確認ください。

参考URL：文部科学省が認定している免許法認定講習・公開講座・通信教育一覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kvojin/010802.htm

< 参考：第2欄と第3欄の関係 >

取得したい領域 (主な事例)	第2欄 (2単位以上)					第3欄 (1単位以上)				
	特別支援教育領域に関する科目 (取得したい領域)					免許状に定められる領域以外の 領域に関する科目 及び 重複・発達 (取得したい領域以外の全ての領域)				
	()の数字は領域ごとの最低修得単位数					重複・ 発達 (1)	含む領域			
視覚 (2)	聴覚 (2)	知的 (1)	肢体 (1)	病弱 (1)	視覚		聴覚	知的	肢体	病弱
① 視覚	○					○		○	○	○
② 知的			○			○	○	○		○
③ 視覚・聴覚	○	○				○			○	○
④ 知的・肢体			○	○		○	○	○		○
⑤ 知的・肢体・病弱			○	○	○	○	○	○		
⑥ 視覚・聴覚・病弱	○	○			○	○			○	○
⑦ 視覚・聴覚・知的・肢体・病弱	○	○	○	○	○	○				

(注1) 視覚・聴覚については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目について、それぞれ1単位以上の修得が必要。
知的・肢体・病弱については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目の両方の内容を含んで、1単位以上の修得が必要。

(注2) 知的のみ(肢体のみ、病弱のみの場合も同様)を定める場合、領域での最低修得単位数は1単位であるが、申請に必要な最低修得単位数は2単位であるため、当該領域の単位として2単位が必要となる(事例②)

(注3) 免許状に定めようとする教育領域が5領域となる場合は、第3欄の科目は重複・発達の単位のみの修得で内容を満たす(事例⑦)ため、いずれかの領域を含んで修得してもよい。

(注4) 本県の免許法認定講習で開講した第3欄の科目は、平成19年から平成22年までは「重複・LD等(知的・肢体)」、平成23年度からは「重複・LD等(視覚・聴覚)」である。
※ なお、平成20年度まで開催していた第3欄科目の「重複・LD等」は「教育課程等に関する科目」であったが、「心理等に関する科目」も含んでいたものとして取り扱う。

◆ 熊本県の免許法認定講習のみで特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合、免許状に定めることができる

領域及び修得すべき単位数は、次のとおりです。

<平成23年度以降に第3欄の単位を修得した場合>

定めることが 可能な領域	修得すべき 単位数	第1欄	第2欄(※)					第3欄	第1欄～第3欄 から任意に選択	合計
		基礎理論に 関する科目	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	重複・発達等 (視覚・聴覚)		
① 知的・肢体・病弱		1			1	1	1	1	1	6
② 視覚・知的・肢体・病弱		1	2		1	1	1	1		7
③ 聴覚・知的・肢体・病弱		1		2	1	1	1	1		7
④ 視覚・聴覚・知的・肢体・病弱		1	2	2	1	1	1	1		9

※ 視覚・聴覚領域については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目について、それぞれ1単位以上修得が必要。
知的・肢体・病弱領域については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目の両方の内容を含んで、1単位以上修得が必要。

●平成18年度以前に修得された単位については、単位の読替を行う必要があります。

読替表はこちらから確認できます。 <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9003.html>

申請書類について

熊本県教育委員会ホームページに掲載しています。

< 所有する免許状の実務経験による特別支援学校教諭二種免許状取得(別表第7) >

URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8989.html>

申請先

〒862-8609 (住所記載必要ありません)

熊本県教育庁 教育総務局 学校人事課 教員免許制度班 免許状授与担当

電話 096-3333-2691 FAX 096-383-3915